

高等学校等就学支援金のお知らせ

東京都教育委員会

就学支援金制度は、教育に係る経済的な負担を軽減し教育の機会均等を図ることを目的として、特別支援学校高等部の授業料相当額を交付する制度です。就学支援金の支給を希望される方は、学校が指定する受付期間内に申請を行ってください。

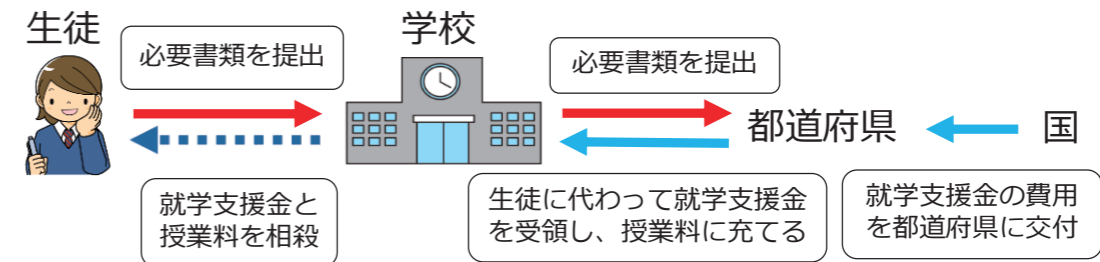
1 就学支援金の支給対象となる世帯及び支給額

支給対象となる世帯 (審査基準)	「区市町村民税の課税標準額×6%－区市町村民税の調整控除の額」が 30万4,200円未満
---------------------	--

- ※ おおよその年収が910万円（世帯構成員等によって変動）未満の世帯が相当します。ただし、あくまで審査は上記審査基準で行います。
- ※ お住まいが政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。
- ※ 過去に高等学校に在籍したことのある方は、在籍年数等によって支給対象とならない場合もあります。

2 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者（都道府県、学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。



3 就学支援金の受給に必要な書類

- 就学支援金を申請される方
 - ①入学時（初回申請時）に受給資格申請をします。
 - ・申請書兼収入状況届出書
 - ・マイナンバー収集台紙 など
 - ※次ページフローチャートで必要書類を確認し、記入例を見ながら書類を準備してください。
 - ②受給資格の認定を受けた方は、毎年7月に「収入状況届出書」及び所得確認書類を提出します。
 - ※申請を行わない場合、所得審査等の結果不認定となった場合は、授業料を納めていただく必要があります。
- 就学支援金を申請しない方（※授業料が請求されます。）
 - 申請書兼収入状況届出書の不申請にチェックをつけて提出してください。
 - ※申請書類は未提出でも構いませんが、未申請の意向を確認する場合があります。

減免基準の①～④及び⑨については、**専攻科**も対象となります。また、⑨の多子世帯に対する減免は、所得制限により就学支援金の支給対象とならない世帯が対象です。年収の上限はありません。

②学び直し支援金

高等学校等学び直し支援金制度とは、高等学校等中途退学した方が、「学び直し」のため、特別支援学校高等部に再び入学した場合、就学支援金支給期間である36月を経過した後も、最大12月の期間、授業料相当額が支給される制度です。

- 該当と思われる方は、学校の経営企画室へお問い合わせください。

7 よくある質問

Q1 就学支援金の申請書類を提出した後、就学支援金はいつ頃受け取れますか？

就学支援金は、生徒・保護者に直接お渡しするものではありません。就学支援金の支給が認定されると、国から東京都教育委員会を経由し、学校に対して直接交付されます。支給認定がなされた生徒・保護者の方には、授業料を納めていただく必要はありません。

Q2 誤って不申請意向確認書を提出しました。これから申請すれば、遡って受給できますか？

就学支援金は、手続きを行った当月又は翌月から支給され、遡っての受給はできません。支給を希望される方は、学校があらかじめ定める提出期限までに必ず書類を提出してください。

Q3 親権は両親にありますが、子供は祖父の扶養に入っているため、祖父の所得を確認できる書類を提出すればよいですか？

あくまでも親権者の「区市町村民税の課税標準額×6%から区市町村民税の調整控除の額」を引いた額が基準となりますので、この場合、親権者である両親の個人番号カード等の所得確認書類を提出してください。

Q4 就学支援金の申請をしませんでしたが、父母が離婚したことで世帯の所得状況に変更がありました。就学支援金の支給は受けられますか？

離婚や死別等により、親権者が2人から1人になった場合、1人分の親権者の所得で審査を行います。所得状況に変更が生じた場合、学校に連絡してください。

Q5 就学支援金の支給を受けましたが、養子縁組等により親権者の数が増えました。どのような手続きが必要ですか？

親権者が増えた場合、新たな親権者の構成を基準に、所得の状況を審査する必要があります。新たな親権者の個人番号カード等の所得確認書類を学校に提出してください。

Q6 休学をする場合に手続きは必要ですか？

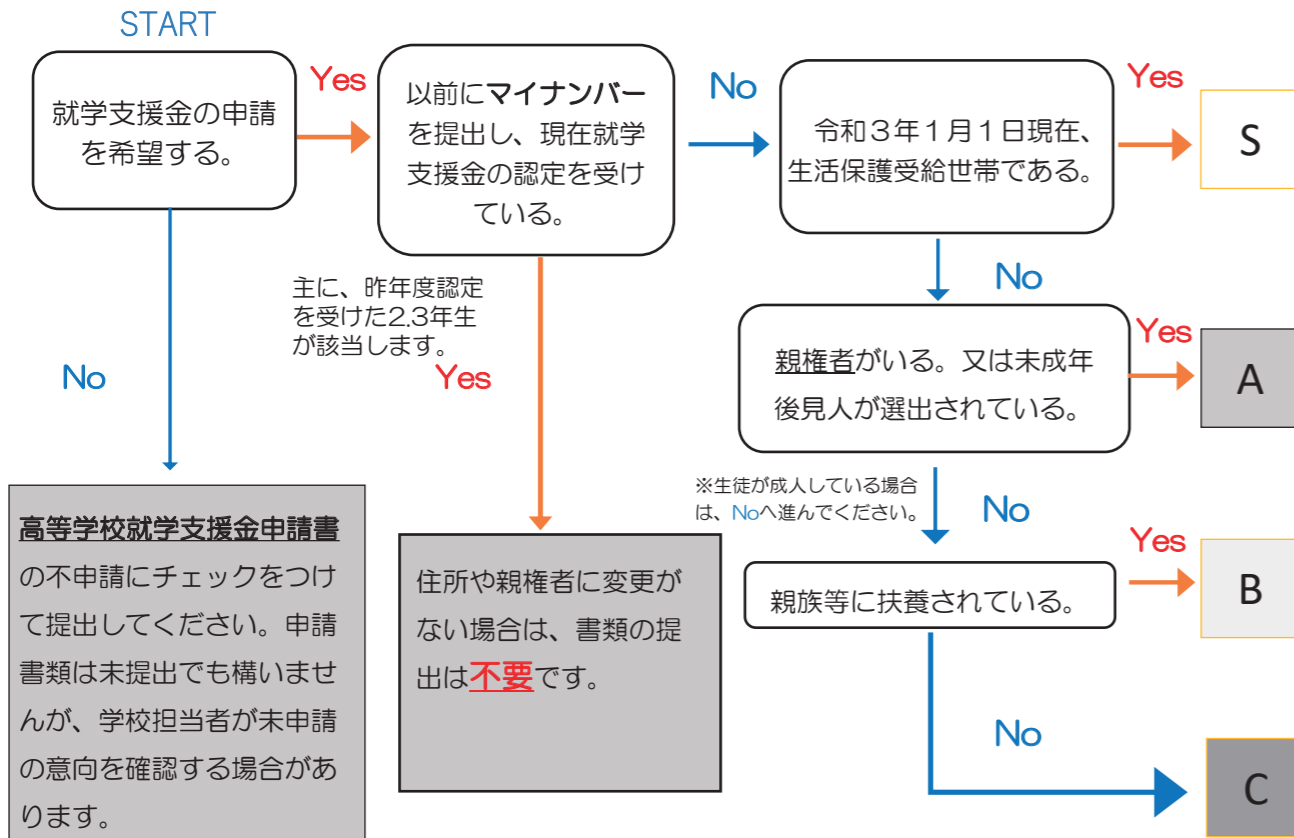
休学する期間については、授業料は徴収しませんので、就学支援金の支給も停止します。休学に関する手続きと併せて、就学支援金の停止手続きを行ってください。復学の際に、支給手続きを行うことで、就学支援金の支給も再開できます。手続きについては、在学している学校の経営企画室にお問い合わせください。

Q7 自営業なのですが、確定申告の必要はありますか？

自営業の方で確定申告を行っていない等の理由により、お住まいの区市町村が税情報を保有していない場合、マイナンバーによる税額の取得ができないことがあります。控除対象配偶者等一部の場合を除いて、自営業の方はあらかじめ税の申告を行ってください。

申請書類、受付期間、その他高等学校等就学支援金制度に関することについては、**在学する学校の経営企画室**にお問い合わせください。

4 フローチャート（第1回手続き(4月～6月分授業料)の場合)



■ 該当の以下の書類をご提出ください。
課税証明書等で申請される方は、マイナンバーの部分で次ページ 5 課税証明書等の提出による所得確認を参考に読み替えて提出してください。

パターン	必要書類
S	①申請書兼収入状況届出書 1枚
	②生活保護受給証明書 1枚 令和3年1月1日現在で生活保護受給者であることがわかるもの（申請日前3か月発行のもの）
A	①申請書兼収入状況届出書 1枚
	※マイナンバーを提出したことがある場合は、以下②の提出は不要です。 ②マイナンバー収集台紙(親権者全員又は未成年後見人の内容記載のもの) 1式
B	①申請書兼収入状況届出書 1枚
	②生徒本人の健康保険証の写し 1枚
	※マイナンバーを提出したことがある場合は、以下③の提出は不要です。 ③マイナンバー収集台紙(扶養者の内容記載のもの) 1式
C	①申請書兼収入状況届出書 1枚
	②生徒本人の健康保険証の写し 1枚
	※マイナンバーを提出したことがある場合は、以下③の提出は不要です。 ③マイナンバー収集台紙(生徒本人の内容記載のもの) 1式

親権者又は未成年後見人が次の四つのいずれかに該当する場合、その方の所得は審査の対象に含めないため、親権者又は未成年後見人がいないものとみなし、必要書類を提出してください。

- ①一時的に親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④財産に関する権限のみを行使すべきこととされている未成年後見人

5 課税証明書等の提出による所得確認

フローチャートの結果A～Cに該当した方で、マイナンバーを利用せずに申請する方は、以下の所得確認書類をご準備ください。申請時及び収入状況届出（毎年7月）の都度、「高等学校等就学支援金 受給資格申請書（収入状況届出書）」に加えてご提出いただきます。
なお、**課税証明書等の年度**は提出回数ごとに異なるので注意してください。

手続回	手続内容	提出書類	提出枚数	支給対象期間
第1回手続	受給資格認定申請（申請時のみ）	令和3年度 区市町村民税課税標準額及び調整控除額が確認できる書類 ①令和3年度 住民税（非）課税証明書 ②令和3年度 特別徴収税額通知書 ③令和3年度 住民税納税通知書	保護者等(原則親権者) (共働きの場合は2名分) 又は 未成年後見人1名分	令和4年(2022年)4月分から 令和4年(2022年)6月分まで
第2回手続	収入状況届出（毎年7月）	令和4年度 区市町村民税課税標準額及び調整控除額が確認できる書類 ①令和4年度 住民税（非）課税証明書 ②令和4年度 特別徴収税額通知書 ③令和4年度 住民税納税通知書		令和4年(2022年)7月分から 令和5年(2023年)6月分まで

※区市町村によっては上記書類に区市町村民税の課税標準額や調整控除の額が記載されていない場合があります。その場合、別途、区市町村で証明書の取得及び学校への提出が必要になる場合があります。

6 支援金以外の授業料支援について

①授業料減免制度

都立学校に在学する生徒のうち、以下の表に該当する方に対して授業料を減免する都の制度です。

	基準	減免の額
①	生活保護受給世帯	全額免除
②	生活保護受給世帯と同程度の世帯	全額免除
③	生活保護受給世帯に準する世帯	1/2減額
④	4月始業式以前に他道府県に転入学した者	4月に納付すべき授業料等の全額免除
⑤	所得要件を除けば就学支援金等の受給資格を得られる者で、保護者等の失業、倒産などの家計急変により、授業料の納付が困難となったもの（前①から③までの基準に該当する者）	家計急変による収入状況が区市町村民税課税標準額に反映されるまでの間（年度をまたぐ場合を含む。）、授業料等の全額免除
⑥	月の中途（月の初日を除く。）に都立学校以外の学校から都立学校に転学した者のうち、就学支援金等の支給要件を満たしているもの	転学した月に係る授業料等の全額免除
⑦	在学期間を除けば就学支援金等の支給要件を満たす者で、留学（※1）又は病氣療養（※2）により在学期間が就学支援金等の支給期間を超過したもの	超過した月に係る授業料等の全額免除
⑧	単位制による定時制課程又は通信制課程に在学する者のうち、就学支援金等の支給要件を満たしているもので、次のいずれかの単位数を超過したもの。 ア 履修登録単位数が通算で74単位又は年間で30単位 イ 再入学した場合において、次の(ア)から(ウ)までの単位数の合計が74単位 (ア)既に取得した単位のうち卒業に必要な単位として認定を受けた単位数 (イ)再入学後の就学支援金の支給対象単位数 (ウ)学び直し支援金の支給対象単位数（イ）と重複する単位を除く。）	就学支援金等の支給決定を受けた期間における、超過した単位数に係る授業料等の全額免除
⑨	所得要件を除けば就学支援金の支給要件を満たしている者で、保護者等の扶養する23歳未満の子等が3人以上いる世帯のもの（※3）	1/2減額
⑩	その他教育長が特に必要と認める者	全額免除又は1/2減額

※1 留学 平成11年4月1日付10教学高第1038号通知「留学の取扱いについて」の定めるところにより、校長の留学許可の手続を経ていること。

※2 病氣療養 傷病の療養のための入院若しくは通院のため又は自宅療養等を行うために授業の欠席をしたことが、標準修業年限を超えて在学することの原因となったことを診断書等により証明ができる場合をいう。

※3 特別支援学校の専攻科に在籍する生徒は、就学支援金の支給要件にかかわらず、減額対象とする。